役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 善光会

平成 19年 2月 20 日施行 平成 20年 11月 21 日施行 平成 21年 3月 25 日施行 平成 21年 12月 4 日施行 平成 22年 12月 27 日施行 平成 27年 3月 17 日施行 平成 27年 10月 1日施行 平成 29年 6月 28日施行

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善光会定款第八条及び第二二条に規定する社会福祉法 人善光会(以下「当法人」という)の役員及び評議員の報酬等について定めるも のである。

(定義)

- 第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
 - 2 報酬は、当法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席)

- 第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費 弁償費を支払うことができる。
 - 2 評議員が評議員会に出席したとぎは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費 を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬等)

- 第4条 理事長が、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により 報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2 理事が、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 評議員が、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により 報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の報酬等)

- 第5条 週2日以上業務にあたる役員を常勤役員という。
 - 2 前条にかかわらず、週2日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により月額報酬を支払うことができる。
 - 3 前項の報酬以外に、前条に係る支出は行わないものとする。
 - 4 常勤役員の報酬は、毎月 25 日 (支給日が銀行休業日の場合は、前営業日) に支 払う。

(監事の報酬等)

- 第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実 費弁償費を支払うことができる。
 - 2 監事が、当法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の 業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

- 第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
 - 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、当法人及 び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償 費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第8条 無給の役員及び評議員が、当法人の業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。
 - 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 その他業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費、宿泊費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額 を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員、評議員及び苦情対応第三者委員は、法人職務証跡資料として、タイムカー ドの作成に協力するものとする。

(適用除外)

第10条 当法人の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年2月20日から施行するものとする。

付 則

この規程は、平成20年11月21日から施行するものとする。

付 則

この規程は、平成 21 年 3 月 25 日から施行するものとする。但し、第 4 条第 1 項と第 5 条第 2 項は既往に遡るものとする。

付 則

この規程は、平成21年12月4日から施行するものとする。

付 則

この規程は、平成22年12月27日から施行するものとする。

付 則

この規程は、平成27年3月17日から施行するものとする。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行するものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月28日から施行するものとする。

別表 1

名 称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	5,000円

別表2(日額)

名 称	報酬	実費弁償費	
理事長業務報酬等	60,000円	5,000円	
理事及び評議員業務報酬等	50,000円	5,000円	
監事監査指導報酬等	70,000円	5,000円	
苦情対応第三者委員	50,000円	5,000円	
業務報酬等			

別表 3

業務日数	月額	交通費
2日/週	300,000円	実 費
3日/週	450,000円	実 費
4日/週	600,000円	実 費
5日/週	750,000円	実 費

別表 4

旅費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費